

社会福祉法人あすなろ園役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人あすなろ園役員等の報酬並びに費用弁償について必要な事項を定める。

第2条 この規程において、次のように用語を定義する。

- (1)役員とは、理事及び監事を言う。但し、常勤理事を除くものとする。
- (2)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬とする。
- (3)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊を含まない)等については、社会福祉法人あすなろ園役員等の旅費規程参照

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬総額は、年間10万円を限度に支払うことができる。

第4条 報酬の支給時期は、年度末の理事会にて現金にて支払うものとする。

第5条 社会福祉法人あすなろ園は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則 この規程は、令和3年4月1日から適用する。